主

原判決を破棄する。 被告人を懲役一年六月に処する。

原審における未決勾留日数中六〇日を右本刑に算入する。

理 由 本件控訴の趣意は、旭川地方検察庁検察官検事高橋秋一郎作成名義の控訴趣意書 記載のとおりであり、これに対する答弁は、弁護人水原清之提出の答弁書記載のと おりであるから、いずれもこれを引用する。

右控訴趣意第一の法令適用の誤について

原判決が被告人に対する本件各公訴事実のとおりの事実を認定処断した本刑に未 決勾留日数全部を算入するにあたり、右公訴事実とは別個の被疑事実につき被告人 に発せられた昭和三五年一月二八日付勾留状による勾留の日数をも含めていること 原判文ならびに本件記録に徴し、まことに所論のとおりである。

原判文ならびに本件記録に徴し、まことに所論のとおりである。 そこで、その当否を按ずるに、刑法二一条にいう算入の対象となる未決勾留の日数の起算が勾留の初日からであり、起訴前のそれをも含むことは疑いのないところである。しかし、それは、本刑に算入せらるべき関係において、元来、本刑の科され、一個の訴訟手続で審理される場合に対する他の罪と併合して裁判所に勾留れ、一個の訴訟手続で審理される場合に対する他の罪と併合した会社のと解するとが、それない罪について発せられた勾留状による未決勾
(大会の対象とすべきを対して表明の対象とすると解するとい、それが起訴された罪の捜査取調につき実質上利用されたものとしても、起訴された罪の対象ない。と対してみると、原審の前示措置は、結局前記法条のの所論はにわかに首肯し難い。してみると、原審の前示措置は、結局前記法条のの所論はにわかに首肯し難い。してみると、原審の前示措置は、結局前記法のの所論はにわかに首肯し難い。してみると、原審の前示措置は、結局前記法のの所論はにわかに首は、本来本刑に算入し得ない未決勾留日数をこれに算入した違法のものと認められるから、原判決は到底破棄を免れない。

同第二の量刑不当について

本件記録にあらわれた本件犯行の動機、態様、回数、傷害の部位、程度、被告人本来の性格やこれまでの非行歴、本件犯行後の情況その他諸般の事情を総合すると、被告人が少年の域を脱したばかりの若年であること、本件被害の一部が弁償されていることなど被告人に有利な事情を勘案しても、原判決が被告人を徴役二年に処し、これに三年間保護観察付執行猶予の言渡をしたのは、その量刑が軽きに失するものと認めざるを得ない。

答弁書中犯罪後の情況を控訴理由の判断の資料とすることの不当を云為する所論は、弁護人独自の見解としてこれまた採用するに由ない。したがつて、原判決はこの点においても破棄を免れない。

よって、各論旨は理由ありと認め、刑事訴訟法三九七条、三八〇条、三八一条、四〇〇条但書により原判決を破棄し、さらにつぎのとおり自判することとする。 原審が適法に認定した事実に法律を適用すると、被告人の原判示一の窃盗の所為

(裁判長裁判官 矢部孝 裁判官 中村義正 裁判官 小野慶二)